

大学内知財部、 開設中

山形大学地域共同研究センター教授

横島 重信



はじめに

私は、平成16年に任期付き審査官の一期生として入庁させて頂き、昨年年末迄の4年8ヶ月の間、三部無機化学で審査官(補)を務めさせて頂きました。本来は、5年任期の経過後に次の仕事に移ろうと考えて居りましたが、国家公務員法改正で在職中の転職活動が困難になるとのことで、昨年末で庁を退職して本年の年初から山形大学で教員をさせて頂いております。

ただ、今のところ教員とは名ばかりで、実際には大学内の知財が関係する事柄を何でも引き受ける、いわば「大学内知財部」をさせて頂いております。今回、光栄にも特技懇に寄稿させて頂く機会を頂戴しましたので、私の職場である地方旧国立大における「知財」の実情を中心にまとめさせて頂こうと思います。

大学の知財：ヒトとカネの問題

独法化以後の旧国立大では国からの運営費が年毎に減額され、今や研究者一人当たり年間に支給される校費は極低い方の数十万円です。この額では研究を行うどころか、研究室の基礎代謝の分の支出も賄えないため、研究者は必然的に各種の競争的資金(科研費等、応募により獲得する研究費)や企業との共同研究を獲得する努力を開始します(これが文科省の思惑と思われる)。そして、この過程において、大学とその研究者は今まで関わりのなかった「特許」に直面することになります。

以前では考えられませんでした。昨今の競争的資金の応募要項には、「本テーマについての特許出願の状況」等に留まらず、「本研究を実施化する際の裏付けとなる特許権」を書かせるものまで存在します(資金を出す側にすれば当然に確認すべき事項ですが)。また、自分の研究テーマを企業と共同研究するには、特許の問題を避けることはできません。

そのような現状に対応して、大学が特許等の知財制度を活用して競争的資金や企業との共同研究を獲得し、その研究活動を維持・発展させるためには、特許についてのスキルを身につけて「特許上手」になる必要があります。企業が一定の「特

許上手」になるためには、組織としての様々な試行錯誤や経験の蓄積が必要なのは既に知られているとおりで、大学が「特許上手」になるためには企業の場合よりも更に高い障壁があると感じています。そして、その障壁を成す二大要因が、大学の研究者が特許の文化に馴染む際の困難性と、特許経費の調達の困難性とを考えています。

私見ですが、大学の研究者が特に特許に馴染み難い理由は、大学の根幹を成す「論文の文化」にあると感じています。論文には、特許明細書とは明らかに異なる目的意識や論理構成等がある結果、その世界で生きてきた研究者には特許明細書の記載の持つ意義が理解し難く、そこに自然科学者のプライドが手伝って特許を否定的な目で見るとなる結果になるケースが多いように感じます。

この問題は、企業に就職した研究者がそうであるように、特許出願に慣れた知財部員等が特許出願や中間処理を通じて研究者にその経験や考え方を伝えれば、自然に特許的な視点が理解され解消するものです。しかし、どちらかといえば特許を否定的に考えてきた大学において知財部的な仕組みを内部に取り込もうとする意識は生じ難く、大学における知財の専門人材(ヒト)の不在という問題が生じるものと思われま。こうして特許に馴染まないままに社会的プレッシャーで出願されたものが、審査官の皆さんが時々審査される「ちょっと問題のある」大学出願であると思います。

また、大学には特許経費についての構造的な困難性が存在します。上記のように、大学の研究者が比較的自由に使える校費では、その一年分の全てを使っても弁理士を介しての特許出願(約30万円程度が必要)ができません。そして、これは非常に信じ難いことですが、一般の競争的資金で特許出願費用に充てられるものは極僅かで、ほとんどのものは(例えば、科研費等も)特許出願に使用できません。これは、企業から大学に入る寄付金・共同研究費等についても同様です。大学発明を知的財産として活用しようと国を挙げて言っているときに、研究者に特許出願に使える経費を持たせないという本当に信じ難い制度になっています。この結果、研究者がよい発明をして特許出願しようとしても、現実には出願費用が捻出できない例が沢山あります。そして、苦肉の対策として、出願経費を企業に出費して貰う代わりに権利の半分(又は、全部!)を譲渡するケースが多くあります(発明完成に要した費用・知恵の大きさを考えれば、信じられない大安売りです)。また、研究者が自腹で特許出願をすることもごく普通です。

それでは、大学の知財経費による出願という議論になりますが(実際に多くの大学ではそうしています)、これは別の問題を含むことになります。添付の表1を参照して下さい。企業において特許権は事業を他人の模倣から守る保険の役割があり、表1にまとめたように、事業全体としての利益が確保されれば、特許経費と直接のライセンス収入の差である特許会計が赤字で

表1 企業と大学における特許収支の考え方の違い

	企業	大学
特許経費 [A]	出願費用、審査請求費用、特許維持年金	
特許による収入 ・実施による収益 [B] ・ライセンス収入 (譲渡対価) [C]	有り (主目的) 有り	〈実施せず〉 有り (主目的)
特許収支の達成目標	$A < B + C$ (事業全体での収益)	$A < C$ (経費以上のライセンス収入)

あっても特許権を取得する意味があります。そして、ほぼ全ての企業で特許会計は赤字です。これに対して大学は特許発明の実施をしないため、特許に基づく収入は直接のライセンス収入にしか期待できません。そして、赤字前提の出願はできませんから、大学の特許戦略においては特許会計の単独黒字化が必須となり、従来ほとんどの企業が為し得なかった非常に困難な命題に直面せざるを得ません。この結果、改革当初は特許出願に意欲的であった大学でも、現在は極端に出願を控えているところや、企業に権利を部分譲渡した対価で出願を行うようになっていくと聞きます。これは、上記研究者個人における状況と異なるところがありません。このように、大学の特許には企業においてよりも厳しいカネの問題が存在します。

■ 「知的財産推進計画2009」

以上のように、大学の知財活動の活性化には企業におけるよりも厳しい構造的な問題が存在し、私の所属する山形大学でもその解決策を模索しているところですが、この原稿を書く直前の平成21年6月24日に「知的財産推進計画2009」(以下、単に「推進計画」と記載します。)が公表になりました。

推進計画では、「世界的な知的財産獲得競争への対応として、大学等の基本的な発明を質の高い特許に結びつけるとともに産学共同研究や大学等の知的財産の活用を一層促進する観点から、……特許関連費用の負担の在り方、知的財産人材の確保の在り方を含め、2009年度から大学発のイノベーションを加速する知的財産システムに関する総合的な検討を行い、早急に結論を得る。」とされています。

そして、その具体的対応策として、「新たな付加価値を創出する事業活動等に対してリスクマネーを供給する産業革新機構の体制を2009年度中に整備する。」(カネ)、「研究開発コンソーシアムに……2009年度から、知財プロデューサーをリーダーとして事業化を視野に入れた知的財産戦略の策定を支援するチームを派遣」(ヒト)、「知財担当者が研究者を随時訪問したり、研究チームの中に研究成果の特許化等を検討する者を加える」(ヒト)、「大学等に……特許の出願や維持管理、人材の確保等に必要費用を確保」(ヒト、カネ)、「大学の特許権の獲得、譲渡、権利許諾等において、一般の外部リソース(知的財産法務実務

者を含む。)についても必要に応じた適切な活用」(ヒト)、「競争的資金……、知的財産関連経費についても必要に応じて支出できるようにする。」(カネ)、「大学が知的財産の活用に必要な人材を十分に確保することを可能とする。」(ヒト、カネ)等の施策が記載されています(下線は筆者)。

当該推進計画の施策は、大学が抱える上記ヒトとカネの問題をまさに正面から解決しようとするものであり、大学で知財を扱う者としてその実現を大いに期待するところです。しかしながら、推進計画には、単に国が上記の施策を設けて資金を投入するだけでは解決ができない重要な問題が潜んでいるのではないかと考えています。それは、推進計画の施策を実際に支える知的財産の専門家人材がどのように確保されるのか、その具体的裏付けが必ずしも明らかにされていない点です。

価値ある発明を発掘し、事業化を視野に入れた有効な特許として権利化し、実際の収益に繋げるためには、技術・法律・産業の全てに通じた専門家人材(あるいは、チーム。以下同様)が必要であり、上記のとおり、推進計画ではそのような専門家人材の存在が前提にされているようです。しかし、多くの競合する大学や研究機関の知財戦略を利益相反の問題を避けながら支援するには、相当数の専門家人材が必要になります。そのような専門家人材の確保はどのようにされるのでしょうか？

当然、知財活用先進的な企業ではそのような人材が活躍されていますが、その人材は事業の根幹を成すものであって、すぐに大学への支援を期待することは困難であると思います。また、そのような専門家人材を短期間で育成することはそもそも困難です。

この点に関して、技術・法律・産業に通じて、大学等の研究機関の知財戦略を支援頂ける専門家人材として最も近い位置にいるのは特許審査官でないかと私は考えています。推進計画には、「特許審査処理を迅速化する」との項目も含まれるとおり、現役の審査官には本職の分野でご尽力を頂かなくてはいけない状況ではあると思います。しかし、もし各大学に審査官経験者が一人配置され、特許が何であるか確信を持って紹介して頂けるようになれば、大学知財におけるヒトの問題が根本的に解決されて推進計画が真に実効を発揮するのはと考えています。どなたか、ぜひ併任等の手段(又は、片道切符?)で大学知財の支援をお願いできないでしょうか？

知的財産推進計画2009：

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html>

Profile

キヤノン(株)で製品開発に従事した後、知的財産法務本部で特許の権利化を行う。平成16年5月に任期付き審査官(1期目)として入庁、特許審査第三部無機化学で審査を行う。平成20年末に退庁し、平成21年から山形大学地域共同研究センター・教授(知的財産マネージャー)として勤務。工学博士、弁理士。